

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正について

I 改正の背景

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)のNGN(Next Generation Network)は、平成20年3月末から商用サービスが開始されたが、平成20年3月付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下「答申」という。)において、NGNの接続料算定には、NGNの費用を複数の機能に配賦するためのコストドライバの検討に一定の期間が必要であることから、イーサネット接続機能以外の機能については平成20年度末まで、システム改修が必要なイーサネット接続機能については平成21年度末までは、コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料の適用を猶予することが適当とされた。

総務省においては、NGNの接続料算定等に関する問題を検討するため、平成20年5月から、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」(以下「研究会」という。)を開催し、同年12月に取りまとめた報告書において、NGNの接続料の設定単位や、接続会計として整理すべき事項等について考え方を整理したところである。

本件は、当該報告書等を踏まえ、以下の規定整備を行うため、関係省令の改正を行うものである。

1. NGN及びひかり電話網について、接続会計に設備区分等を追加

- 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)の一部改正

2. NGN及びひかり電話網に係る機能について、接続料の設定単位等を追加

- 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の一部改正

II 改正の概要

1. 接続会計に設備区分等を追加

2010年度以降のNGN接続料は、接続会計で整理された費用等に基づき算定されることになるため、接続会計(固定資産帰属明細表等)に必要な設備区分等を追加するとともに、接続会計の検証可能性を高めるための措置を併せ講じる。

(1) 固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表への設備区分の追加(改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第3及び第4)

- NGN等を構成する主要な設備に着目して、固定資産帰属明細表及び設備区分別費用明細表に、NGN等固有の12の設備区分を追加する。

「1. 收容ルータ」、「2. 中継ルータ」、「3. SIPサーバ」、「4. ゲートウェイルータ」、「5. メディアゲートウェイ」、「6. SNI收容ルータ」、「7. 網終端装置(VPN)」、「8. 網終端装置(ISP)」、「9. 收容イーサネットスイッチ」、「10. 中継イーサネットスイッチ」、「11. ゲートウェイスイッチ」、「12. 伝送路」

- この際、接続会計の検証容易性を高める観点から、NGN等に係る固定資産帰属明細表等とそれ以外のネットワークの固定資産帰属明細表等を分けて作成する。

(2) 損益計算書の記載事項の分計(改正第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第2様式第1)

- 損益計算書において、NGN等の接続料に係る収支とそれ以外の収支を分けて記載する。具体的には、以下の科目について分計する。

【管理部門】

- ・ 営業収益のうち受取網使用料(管理部門が接続事業者から受け取る接続料)と振替網使用料(利用部門と管理部門の取引額)
- ・ 接続関連損益のうち接続装置使用料収入と網改造料収入

【利用部門】

- ・ 営業費用のうち振替網使用料

- また、振替網使用料について、アンバンドル機能と未アンバンドル機能を分けて記載する。

2. 接続料の設定単位等を追加

(1) 接続料の設定単位の追加(☞改正接続料規則第15条第3項、第17条第1項及び第2項)

- 収容局接続機能、中継局接続機能及びイーサネット接続機能の接続料については、回線容量又は回線数を単位とし、合理的な理由がある場合には、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができることとする。
- IGS接続機能の接続料については、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位とし、それ以外のルータや伝送路等に係るものは通信時間を単位として定めることができることとする。

(2) NGN等に係る通信量の記録様式の追加(☞改正接続料規則別表第6様式第1第4表)

- NGN等の各エッジ設備(メディアゲートウェイ、ゲートウェイルータ、SNI収容ルータ、網終端装置)における通信量を記録するための様式を追加する。

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。